本体　　クレジットカード決済導入時に利用の範囲とする経費の詳細

条	項	表記	説明	各号	備考
第5条	(1)	地方自治法施行令第161条第1項に掲げる経費	資金前渡できる経費	一　外国において支払をする経費 二　遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費 三　船舶に属する経費 四　給与その他の給付 五　地方債の元利償還金 六　諸払戻金及びこれに係る還付加算金 七　報償金その他これに類する経費 八　社会保険料 九　官公署に対して支払う経費 十　生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費 十一　事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務経費 十二　非常災害のため即時支払を必要とする経費 十三　電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費 十四　電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費 十五　前二号に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもののうち***普通地方公共団体の規則で定めるもの***に基づき支払をする経費 十六　犯罪の捜査若しくは犯則の調査又は被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費 十七　前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で***普通地方公共団体の規則で定めるもの***	※クレジットカード等管理責任者が別に定める各経費の詳細は、別紙のとおり。 ※当分の間、総務事務集中化事務処理取扱中の諸経費、用品調達事業特別会計取扱中の経費等を除く。
第5条	(2)	財務規則第99条に掲げる経費	(1)のほか普通地方公共団体の規則で定めるもの	1　令第161条第1項第15号に規定する規則で定める契約は、次のとおりとする。 (1)　下水道の使用に係る契約 (2)　後納郵便に係る契約 2　令第161条第1項第17号に規定する規則で定める経費は、次のとおりとする。 (1)　交際に要する経費 (2)　日本放送協会に対して支払う受信料 (3)　有料道路の通行料および有料施設の入場料または利用料 (4)　児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づいて職員に支給する児童手当 (5)　自動車損害賠償責任保険料その他の損害保険料 (6)　講習会その他これに類する会合において直接支払いを必要とする経費 (7)　現金をもつて即時支払いをしなければ調達困難な調査等のための物件および収入印紙類の経費 (8)　県税の賦課または徴収に関する調査または検査のため特に必要とする経費 (9)　法令に基づいて貸与する奨学資金およびこれに類する資金 (10)　交通事故等による損害の賠償金その他これに類する経費 (11)　供託に要する経費 (12)　外国の通貨により支払いをしなければならない経費 (13)　郵便貯金銀行または郵便局への払込みにより支払う経費および当該払込みに要する経費 (14)　使用済自動車の再資源化預託金等 (15)　自動車の燃料の購入に要する経費	
第5条	(3)	その他クレジットカードでなければ支払いができない経費			